

葉山町議会会議規則の一部を改正する規則

葉山町議会会議規則（昭和 50 年議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

（別 紙）

令和 3 年 3 月 8 日提出

議会運営委員会
委員長 笠原 俊一

提案理由

「標準」町村議会会議規則の改正に伴い、欠席等の届出及び請願書の記載事項等に関して所要の改正を行うため、提案するものであります。

葉山町議会規則第 号

葉山町議会会議規則の一部を改正する規則

葉山町議会会議規則（昭和 50 年葉山町議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「病気、事故その他の事由」を「傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第 2 項中「議員」を「前項の規定にかかわらず、議員」に、「日数を定めて」を「出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第 88 条第 1 項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に改め、「記載し、」の次に「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名」を加える。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

規則の概要

題名

葉山町議会会議規則の一部を改正する規則

1 趣旨

「標準」町村議会会議規則の改正に伴い、欠席等の届出及び請願書の記載事項等に関して所要の改正を行うこととした。

2 内容

- (1) 出産、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については、産前・産後の欠席期間を定めることとした。
- (2) 請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改めることとした。

3 施行期日等

この規則は、令和3年4月1日から施行することとした。

葉山町議会会議規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○葉山町議会会議規則 昭和 50 年 11 月 1 日議会規則第 1 号</p> <p>(欠席、遅刻又は早退の届出)</p> <p>第 2 条 議員は、公務、<u>傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>により会議を欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付し、開議時刻までに議長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情により届出ができないときは、その事情がなくなった後、速やかに議長に届け出るものとする。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、議員が出産のため会議に出席できないときは、出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第 88 条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び<u>請願者の住所</u>（法人の場合にはその<u>所在地</u>）を記載し、<u>請願者</u>（法人の場合にはその<u>名称</u>を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければならない。</p> <p>2～4 略</p>	<p>○葉山町議会会議規則 昭和 50 年 11 月 1 日議会規則第 1 号</p> <p>(欠席、遅刻又は早退の届出)</p> <p>第 2 条 議員は、公務、<u>病気、事故その他の事由</u>により会議を欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付し、開議時刻までに議長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情により届出ができないときは、その事情がなくなった後、速やかに議長に届け出るものとする。</p> <p>2 <u>議員</u>が出産のため会議に出席できないときは、<u>日数を定めて</u>、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第 88 条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名</u>（法人の場合にはその<u>名称及び代表者の氏名</u>）を記載し、押印しなければならない。</p> <p>2～4 略</p>